

契約書類の作成について（工事）

1 契約書

正・副2部作成の上、袋とじてください

	契約金額(税込)				
	500万円以上	300万円以上	300万円未満	150万円未満	100万円未満
契約書(様式第3号)	○	○	○		
請書(様式第4号)				○	○
建設リサイクル法関連書式: 法13条及び省令第7条に基づく書面 及び別紙	○ 対象工事のみ				
静岡県建設工事請負契約約款	○	○	○		
設計図書(※2)	○	○	○	○	○

- ※1 正本に、税抜き契約金額に応じた印紙を貼付し、割印してください。
- ※2 落札時にお渡しした設計図書(原本)を正本に添付してください。
- ※3 契約金額150万円未満の工事については、請書ではなく契約書を作成しても結構です。
その場合、綴じ込む書類及び提出書類は契約金額300万円未満の場合と同様です。
- ※4 契約保証の種別(静岡県建設工事請負契約約款第4条第1項)
現金納付…1号、有価証券…2号、金融機関…3号、保証会社…4号、履行ボンド…5号、損保会社…6号
契約金額300万円未満の場合、あるいは出動要請に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事の場合、「免除」と記載してください。
- ※5 前払金額について、中間前払金も含めて記載するときは、中間前払金込みの総額を記載した上で、「(但し中間前払金〇〇〇〇〇〇円を含む)」と追記してください。
- ※6 現時点で請求する予定がなくとも、契約書には契約金額に応じた部分払回数(上限)を必ず記載してください。
契約書に部分払回数の記載がないと、後で部分払が必要になったときに支払いができません。
- ①請負金額100万円以上2,000万円未満…2回
②請負金額2,000万円以上5,000万円未満…3回
③請負金額5,000万円以上…4回
- ※7 建退共の掛金収納書については、契約書鑑の裏面へ貼ってください。
- ※8 **令和6年4月に静岡県建設工事請負約款の改正がありましたのでご注意ください。**

2 契約保証証書(請負代金額300万円以上の場合。)

現金納付を希望する場合は、速やかに建設業班へお知らせください。

3 前払金請求書及び前払金保証証書(請求する場合。)

請求書へ記載する請求日は、持参日又は投函日としてください。
前払金保証証書は、原本と前払金保証証書(写)を2枚セットで持参してください。

4 仲裁合意書(請書で作成の場合は不要。)

契約書に綴らず、2部作成してください。

5 課税事業者届出書

1部作成してください。課税期間は工期を跨ぐように作成してください。

例 令和6年2月15日契約、令和6年11月30日完成工期、3月決算の会社の場合

課税期間	自	令和5年4月1日	} 2段書き又は別葉で作成する。
	至	令和6年3月31日	
	自	令和6年4月1日	
	至	令和7年3月31日	

6 労働関係法令等遵守の誓約書

契約時に様式第1号のみ、契約書に綴らず1部作成してください。

7 建設リサイクル法関連書式(対象工事のみ。)

- (1) 説明書及び別表「分別解体等の計画等」 1部
- (2) 通知書及び別表「分別解体等の計画等」 1部 ※市町の受付印が押印されているものを御提出ください。
- (3) 法13条及び省令第7条に基づく書面及び別紙は契約書へ綴じこみます。

※市役所への通知書提出は、契約日以降の受理となります。契約時に間に合わなければ、通知書・説明書は後日提出してください(その場合も、(3)の書類の契約書への綴じ込みは行ってください)。

☆これまで、約款の後ろに綴じていただいていた仕様書編纂省略別紙は、設計図書に含まれるようになりました。
(※2 設計図書 中に入っていますので、そのまま綴じてください)